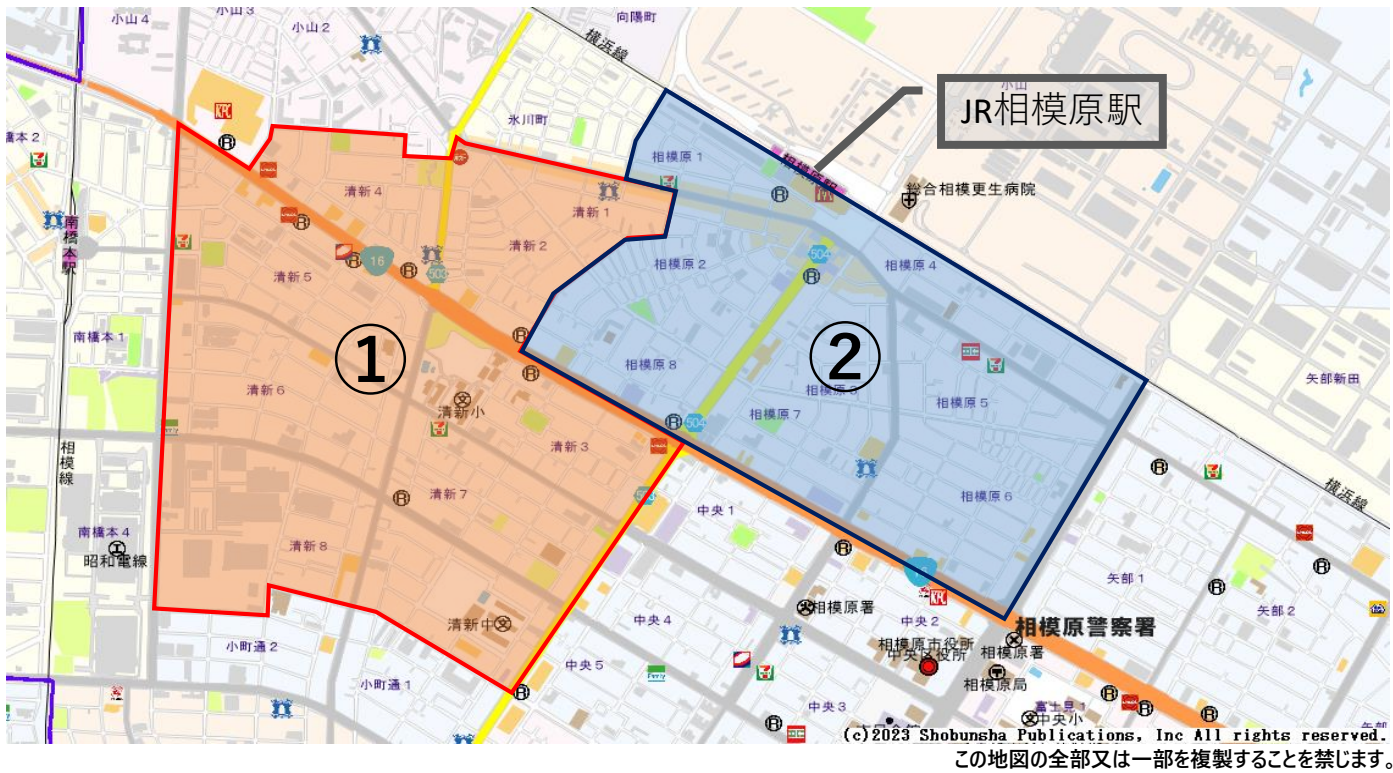


# 令和6年自転車指導啓発重点地区【相模原警察署】



## ① 清新地区

### 【選定理由】

- ・ JR相模原駅と南橋本駅の間の地区で、自転車利用者が多い
- ・ 自転車関連事故が多発傾向（令和5年中12件）
- ・ 幹線道路交差点での事故のケースが多く、重大事故も発生した

## ② 相模原地区

### 【選定理由】

- ・ JR相模原駅南側の地区で、駅への通勤・通学及び買物等での自転車利用者が多く、歩道通行や一時不停止も多い
- ・ 生活道路交差点を中心に自転車関連事故が多発傾向（令和5年中12件）
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道での歩行者妨害等
- 指定場所一時停止
- 並進しながらの走行
- 右側通行



### —自転車安全利用五則—

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

